

平成十五年法律第二百二十四号
成田国際空港株式会社法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 事業等（第五条—第十四条）

第三章 雜則（第十五条—第十七条）

第四章 罰則（第十八条—第二十三条）

附則 第一章 総則

（会社の目的）

第一条 成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もつて航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的とする株式会社とする。（成田国際空港）

第二条 この法律において「成田国際空港」とは、附則第十二条第一項の規定により会社が新東京国際空港公団（以下「公団」という。）から承継した空港をいう。（成田国際空港等の設置及び管理）

第三条 成田国際空港及び成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理は、国土交通大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

2 前項の基本計画に関し必要な事項は、政令で定める。（商号の使用制限）

第四条 会社以外の者は、その商号中に成田国際空港株式会社という文字を使用してはならない。（事業の範囲）

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理

二 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこの実施を図る上で不可欠であることにかんがい。

三 成田国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこの実施を図る上で不可欠であることにかんがい。

四 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業

1 口 騒音防止工事等を行う者に対する助成及びその所有する土地の買入れ

2 イ から今までに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う事業であつて政令で定めるもの

3 ロ 口 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するため必要であると認められる政令で定める事業

4 ハ 住居を移転する者等に対する損失の補償

五 前号に掲げるものほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

1 イ 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防除し、又はその損失を補償するために行う事業であつて政令で定めるもの

2 ロ 口 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するため必要であると認められる政令で定める事業であつて成田国際空港の機能の発揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業

3 ハ 伊 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行なう地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、交付金を交付する事業

4 ハ 2イ及びロに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業であつて政令で定めるもの

六 前各号の事業に附帯する事業

1 ハ 2イ及びロに掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

七 会社は、前項第七号の事業を行おうとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。（生活環境の改善に対する配慮等）

八 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることとにかんがい。

九 第六条 会社は、成田国際空港の周辺の地域の住民等の理解と協力を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で不可欠であることとにかんがい。

十 第十条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監理

十一 第十一条 会社は、毎事業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度の事業計画を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（重要な財産の譲渡等）

十二 第十二条 会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

十三 第十三条 会社の定款の変更、剩余金の配当その他の剩余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。（定款の変更等）

十四 第十四条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。（財務諸表）

十五 第十五条 会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

十六 第十六条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。（報告及び検査）

十七 第十七条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができることを示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。（協議）

十八 第十八条 会社は、新株予約権の行使により株式を發行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（代表取締役等の選定等の決議）

十九 第十九条 國土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。
 (事業計画についての経過措置)

第十七条 会社の成立する日の属する営業年度の開始前に、とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(会社の設立に伴う農地法の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第六条の規定により公団が会社に対し行う出資に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地についての権利の取得については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに規定するもののか、会社の設立及び公団の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港公団法の廃止)

第二十条 新東京国際空港公団法は、廃止する。

(新東京国際空港公団法の廃止に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第二十一条の規定により国土交通大臣が定めた基本計画は、第三条第一項の規定により国土交通大臣が定める基本計画とみなす。

3 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法の規定によりした处分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした处分、手續その他の行為とみなす。

3 前二項に規定するもののか、新東京国際空港公団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第二十条の規定の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前と例による。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八
 (施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
 七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七
 五号) 抄

(施行期日等)

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一七日法律第九
 一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第二項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定

公布の日

公布の日

施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七
 一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第二項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定

公布の日

公布の日

施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一七日法律第六八
 一号) 抄

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

公布の日